

先駆的株式会社の 会計実務の先進性とその退行現象

——「発生主義」損益計算への指向とその挫折——

久野秀男

目次

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1. 開題 | 未済利息抵当】 |
| 2. 創業(入)費の資産計上とその償(消)却 | 6. 「偶発債務損失引当金」の開設 |
| 3. 試験費(試験研究費)の資産計上とその
償(消)却 | 7. 「補正勘定」の経緯：発生主義から現
金主義へ |
| 4. 減価償(消)却の端緒とその展開 | 8. 銀行会計における現金主義の伝統とそ
の改正：再転して発生主義へ |
| 5. 諸抵当(引当金)の開設：「滞貸抵当」・
「利戻抵当」・「仕払利足抵当」(「仕払 | |

1. 開題

わが国における株式会社の会計実務、その「記録」・「報告」の両領域にわたって実証的に考察した場合、明治初年以来今日まで、大筋において果たして進歩・改良の跡が認められるであろうか。筆者(久野)は、率直にいって疑問に思っている。

第一国立銀行をはじめとする各国立銀行、横浜正金銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、日本銀行、さらには、明治三十年代以降の普通銀行等の金融機関の財務諸表制度の実況を、今日の株式会社の財務諸表制度の現況と比較した場合、そこに果たして進歩・改良の跡が認められるであろうか。特に、国立銀行に始まるわが国の銀行の場合でみると、すでに『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習院大学研究叢書15・第一法規出版)、その他の論

文で実証してきたように、「損益および利益金処分(提示)結合計算書」に始まり、「損益および利益金処分(提示)混合計算書」となり、さらに、一転して「損益および利益金処分財源調整混合計算書」となり、さらに再転して、昭和三年以降、「損益および利益金処分財源調整結合計算書」となっていったプロセスは、まさに一步前進・二歩後退であった。現今の株式会社の会計報告書のうちで、「損益計算書」と称されているものの制度的様式(構造)は、まさにこの「損益および利益金処分財源調整結合計算書」にはかならず、本来の意味の「損益計算書」ではない。この「会計報告」の側面は、すでに繰り返し述べたのでこれ以上は再説しない。

ここにいう先駆的株式会社とは、明治二十三年三月制定の原始商法以前に創業し、現在に継承されてきた代表的な諸会社を指している。第一国立銀行をはじめとする各国立銀行

や横浜正金銀行、日本銀行、日本通運株式会社の前身であった内国通運会社、日本郵船会社、小野田セメント製造会社等である。

筆者(久野)がしばしば指摘してきたように、これらの先駆的株式会社の会計実務は、「簿記技術」・「会計処理」・「会計報告」・「決算公(広)告」のそれぞれの分野において、いずれも驚くほどの高い水準にあった。

明治六年十二月刊行の『銀行簿記精法』(大蔵省刊)、わが国最初の複式簿記書であるとともに優れた国立銀行の「記帳マニュアル」となったこの簿記テキストは別格として、同時期の『帳合之法』(慶應義塾出版局刊)をはじめとする簿記テキストは、大部分が米国の初級簿記書の翻訳か翻案であり、そのレベルは極めて低く先駆的株式会社の簿記実務とは何の関わりももってはいない。たとえば、「仕訳帳」を例にとってみよう。

簿記テキストの場合では、例外なく“old Italian system”といわれた「単一仕訳帳制」であるのに対して、国立銀行の場合では先の『精法』に従って、「日記帳」・「増補日記帳」・「日締帳」からなる「複合(分割)仕訳帳制」、所謂“new Italian system”であった。この場合の「増補日記帳」は当座預金に専用の仕訳帳であり、また「日締帳」は為替未済取引に専用の仕訳帳であった。さらに、明治十年代に入ると、「収納伝票」・「支払伝票」に加えて「振替伝票」が工夫され、ここに「三伝票制」が完成する。この伝票制の普及がわが国の簿記実務に英米型の「複合(分割)仕訳帳制」を普及させなかった主因ではなかったかと思われる。簿記テキストの上では、次第に「複合(分割)仕訳帳制」が取り入れられるのであるが、これは主として米書の物真似によるものであって、わが国の簿記の実務とは何の関わりももたない。あくまで「実務は実務」「テキストはテキスト」なのであり、明治初年以来のこの悪しき伝統は、今日に至るまで少しも改まってはいない。ちなみに、明

治八年十月開業の日本郵船会社の初期の帳簿のシステムは、「現金出納仕訳帳」と「普通仕訳帳」からなる「複合(分割)仕訳帳制」であったが、当時の簿記テキストではまだ「単一仕訳帳制」のレベルであった。かかる事例はいくらもあるが、そのよってきたる原因は、おそらく次に述べる事情による。わが国の簿記テキストの種本となったものは、前述のように主として米国の初級簿記書であり、ひろく教育の面でも「商法講習所」(一橋大学の前身)と米人宣教師ホイットニーとの関わりにみると、米国の影響が圧倒的であったのに対して、簿記・会計の実務の側面では、これはまた英國実務の影響が圧倒的に大きいのである。英國簿記書からの直接的な影響は皆無ではないのだろうが、多くは認められないよう思う。

以下、ここでは「簿記技術」・「会計処理」・「会計報告」・「決算公(広)告」のうち、特に「会計処理」の侧面から、その「先進性」とその「退行現象」とを明らかにしたいと思う。「会計報告」に関してはすでに述べた。また、「決算公(広)告」に関しても別に述べた。ここでの主要な検討事項は、繰延資産の計上とその償(消)却、固定資産の減価償(消)却、引当金の開設、「補正勘定」の開設(見越計算・繰延計算)とその廃止、銀行会計における「発生主義」の退行と「現金主義」の伝統および「発生主義」の復活である。

2. 創業(入)費の資産計上と その償(消)却

第一国立銀行・第一回決算(明治六年下半季)では、「半季実際報告・第二書式」(利益金処分前貸借対照表)の「借方」に「諸抵当公債証書」につづく第二番目の大科目として「創業入費」がみえている。ただし金額の記載はない。この会計報告書と一対をなす「半

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

明治二十一年十月十七日新東京新聞

一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額

明治二十一年十月廿七日新東京新聞

一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額

明治二十一年十一月廿九日新東京新聞

一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	一、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	二、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	三、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	四、第一回定期金等 付現金に於ける預金額
五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額	五、第一回定期金等 付現金に於ける預金額

正規社	金利	正規社	金利	正規社	金利
正規社	金利	正規社	金利	正規社	金利
正規社	金利	正規社	金利	正規社	金利
正規社	金利	正規社	金利	正規社	金利
正規社	金利	正規社	金利	正規社	金利

第一條 第九十九十一年六月三十日開業	第一條 第九十九十一年六月三十日開業
第二條 第九十九十一年六月三十日開業	第二條 第九十九十一年六月三十日開業
第三條 第九十九十一年六月三十日開業	第三條 第九十九十一年六月三十日開業
第四條 第九十九十一年六月三十日開業	第四條 第九十九十一年六月三十日開業
第五條 第九十九十一年六月三十日開業	第五條 第九十九十一年六月三十日開業

明治二十七年十月廿日

第一項 第一章	第二項 第二章	第三項 第三章	第四項 第四章
第二項 第二章	第三項 第三章	第四項 第四章	第五項 第五章
第三項 第三章	第四項 第四章	第五項 第五章	第六項 第六章
第四項 第四章	第五項 第五章	第六項 第六章	第七項 第七章
第五項 第五章	第六項 第六章	第七項 第七章	第八項 第八章

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

明治廿一年九月廿一日

金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓

内 金五百四十圓	内 金七百三十九圓八拾四 錢四厘	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓
内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓
内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓
内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓
内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓	内 金五百四十圓

明治廿一年九月廿一日

金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓
金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓	金五百四十圓

明治二十一年七月廿八日 京 日 新聞 附錄

明治二十一年七月廿八日	京 日 新聞 附錄

明治二十一年七月廿九日	京 日 新聞 附錄

明治二十一年七月廿九日 京 日 新聞 附錄

明治二十一年七月廿九日	京 日 新聞 附錄

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

季利益金割合報告・第五書式乙」（損益および利益金処分提示結合計算書）の「借方」には、その冒頭の費用の大科目「諸入費」の内訳科目の第一番目に「創業入費」6,096円35銭がみえている。

「貸借対照表」の資産の側に「創業入費」を資産計上しながら金額の記載はなく、「結合計算書」に「創業入費」を費用に計上して金額の記載をしている。これは一体どうしたことか。おそらくは、次のように解釈する以外にはないようと思われる。

監督官庁であった大蔵省当局は、第一国立銀行につづいて開設される予定の各国立銀行の「法定離形」としたいという意味合いでは、「創業入費」を資産計上させ爾後その償(消)却(利益金処分償却)をさせる方針であったが、第一国立銀行のこの第一回決算については、その間の事情は必ずしも定かではないが、「創業入費」の全額を費用に計上させた。つまり、「第二書式」の「半季実際報告」と「第五書式乙」の「半季利益金割合報告」とは、明らかに「法定離形」を予定したものであった。ちなみにこの時期の決算は同行だけである。

後に多数にのぼった国立銀行(その数153行)の簿記のマニュアルとなった大蔵省銀行局編纂『銀行簿記例題解説』(明治十四年八月刊)では、次のように述べている。

「創業入費ハ、素ヨリ損益勘定へ属スベキモノナレドモ該費金タルヤ一時頗ル多額ヲ要シ一季ノ利益ヲ以テ之ヲ償却スルハ實ニ難シ依テ毎季利益金ノ幾分ヲ以テ之ヲ通減消却スルモノナリ故ニ該費ハ損益勘定ノ範囲外ニ置ク」

この取り扱いは、各国立銀行で実施された。ここでは、明治十二年一月と七月の「東京日日新聞」の紙面にみられる第四十四国立銀行・第壱回その他の『決算公(広)告』を33頁～36頁に示すことにする。

これらの『決算公(広)告』について、若干私見を述べておこう。

「第四十四国立銀行・第壱回実際報告」では、「創業入費」11,803円6銭9厘を資産計上しているが、「損益勘定」では、収益を一括して「総益金」として報告し、費用もまた一括して「給料営繕并諸雜費」としている。この一括した費目の次に「創業(入)費 消却」1,055円74銭3厘と「賞与并交際費」1,583円61銭4厘とを掲示している。この二項目は、「損益項目」と「利益金処分項目」との「中間領域の項目」という感覚で捉えられているようと思われる。「創業(入)費 消却」をこのように取り扱った事例としては、次の「第三十国立銀行・第二回半季実際報告」がある。その「損益勘定」をみると、「総益金」から「利払其他諸入費」を差し引いて「利益金」を計算し、「創業入費消却」ほか二項目を差し引いて「純益金」を計算し、この「純益金」につきその処分を提示している。第四十四国立銀行の場合よりも一層その旗幟が鮮明である。かかる「中間領域の項目」ないし「準利益金処分項目」として取り扱われている項目としては、「創業入費消却」・「役員賞与金」のほかに「建築用積金」・「所有物消却」・「営業用地所家作積金」・「営業家屋什器消却」・「建築費積立金」がみられる。ただし、「第百四国立銀行・第二回実際報告」の場合では、項目の並べ方が無秩序でなんとも評し難い。「創業入費」等のかかる取り扱いは、これらが大蔵省の要認可項目であったためである。従って、「利益金処分前貸借対照表」に報告されている「創業入費」は、「当期分につき未償(消)却」の状態にあったのである。特に注目すべきである。この点については後にも述べる。

『決算公(広)告』の側面だけでなく、国立銀行が大蔵省に提出の「半季実際報告」の実況からも、同様に「創業入費」の資産計上とその償(消)却の実況を窺うことができる。手

持の資料としては、『第十七国立銀行 半季実際考課状綴』がある。同行の「半季実際報告」の「貸方」には、「政府へ貸」、「人民へ貸」、「雜勘定」、「他店へ貸」、「補正勘定」、「銀行所有物」につづく大科目として「創業入費」が資産計上されている。ただし「利益金処分前貸借対照表」なので「当期分の償(消)却」は済んでいない。「半季利益金割合報告」には、「損失並諸費」という大科目の次に「創業入費」、「所有物償却」、「役員賞与金」が掲示してあるが、これらの三項目はいずれも大蔵省の要認可項目である。これに次いで「純益金」とその処分(提示)内訳項目である「積立金」、「割賦金」および「後半季繰込高」が提示されている。

なお、明治十年六月改正の「法定雛形」では、「創業入費」・「創業入費償(消)却」とともに示されていない。

また、明治二十三年三月制定の原始商法は、創業費(設立費と開業費)の規定を悉く欠いており、設立費については昭和五年の法改正を、また開業費については昭和四十九年の法改正を待たねばならなかつた。原始商法の制定の直後の同年十二月に出版された大場多市著『増補・実用銀行簿記例題』の「本店の部」・「諸勘定記入方心得」では、次のようにいふ。

「創業入費ハ是迄ハ毎半季利益金ノ内ヨリ適宜ニ消却シ来リタレトモ商法実施ノ今日ニテハ然カナスコト能ハス依テ創始ノ半季ニ於テ悉皆損失金トナササルヲ得ス」

国立銀行の改正「法定雛形」に準拠した横浜正金銀行のケースを紹介しておこう。同行は、明治十三年二月九日に創立証書と定款を大蔵大臣に提出し、同年二月二十八日に開業した。第二回決算(明治十三年下半季)の「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」は、次頁のとおりであった。

「実際報告」という名称の「利益金処分前貸借対照表」の貸方側には、その七番目の大科目として「創業入費」17,264円3銭7厘が資産計上されている。また、「利益金割合報告」という名称の「損益および利益金処分(提示)結合計算書」の貸方側には、「損失并ニ諸費」と「利益金処分計算」との中間に「創業入費消却」1,000円、「所有物消却」2,500円、「役員賞与金」10,000円の三項目が並んでいる。国立銀行の場合とまったく同じである。

明治十五年十月に創業の日本銀行の場合も、まったく同様である。「東京日日新聞」にみられる同行の『決算公(広)告』をみると、明治十七年二月二十八日、同年八月十九日、明治十八年二月二十五日および同年八月十九日に、それぞれ第三、四、五および第六回の『決算公(広)告』がなされている。「創業入費」を資産計上し、「利益金処分」によって償(消)却を実施して第五回までに完了している。

小野田セメント製造会社は、明治十四年三月から明治十八年六月までを一期として第二回決算を行つたが、その「第二回総括勘定」の「貸方・会社ノ資産権利ニ属スル分」では、「興業費」につづいて「創業入費」11,999円6銭9厘を資産計上した。この「創業入費」は、第五回までそのまま引き継がれるのであるが、第六回決算報告(明治二十一年上半期)では、「前期迄ノ損金ハ悉皆消却スルヲ得テ猶残金千七百余ヲ創業費目中ニ消却セリ」と述べている。同社の「損益勘定」という名称の「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」の末尾は、次のようになっている。

入方・合計	28375・43・7
出方・合計	16849・89・7
当期利益金	11525・54・0
内、21年5月渡 配当金	2000・25・0
21年 臨時 配当金	571・50・0
前期損金へ消却	7183・83・1
創業入費へ消却	1766・95・9

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

横濱正金銀行明治十三年下半季實際報告

借方

貸方

摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
	千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓		千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓
<u>政府へ貸</u>			<u>政府へ貸</u>		
御用預金	738,444	760	金札引換公債証書	1,001,650	000
御用仕掛銀行手形	270,000	000	金札引換公債証券買入元	4,700	000
御用別段預金	976,542	771	預り合貸金	650,000	000
預り合貸入金	605,361	446	人民へ貸		
		2,590,848	077		
			貸用金	1,338,595	620
			當座預金貸越	388,459	650
			當所開引手形	28,124	090
			一時預り金	18,674	699
			海外荷物換貸金	976,542	771
			預り合貸用金	370,788	183
				2,600,209	869
<u>人民へ貸</u>					
定期預金	61,908	541	米國組合出張費		
當座預金	204,006	674			
預出手形	60,000	000	<u>大坂出張所</u>		
預口預金	386,253	711			
		662,767	826		
			<u>精正鑑定</u>		
					114 458
			<u>銀行所有物</u>		
			地所	8,868	776
			東作土糞	27,784	793
			什器	1,082	851
			料賃入費		
					17,264 037
			<u>精鑑定</u>		
					10,622 792
			<u>金銀有高</u>		
			御用預金	738,444	760
			金貨	276,000	
			銀貨	592,937,688	
			紙幣	897,797,755	
			他店手形	60,140,000	
			外國貿易井地金紙	1,051,151	988
				8,892	785
				1,793,468	883
					6,403,909 707

横濱正金銀行明治十三年下半季利益金割合報告

借方

貸方

摘要	金額	總計	摘要	金額	總計
	千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓		千百十萬千百十圓	千百十萬千百十圓
<u>純益金</u>			<u>損失並ニ羅費</u>		
貸用金利息	91,984	872	預金利息	8,644	646
公債証券利息	44,203	140	手續料	600	691
割引	650	662	交換打歩	8,298	598
手數料	8,480	739	船利	7,270	721
交換打歩	10,140	770	旅費	294	391
麻袋	87	771	諸税	79	302
雜袋	3,848	305	雜糧	292	623
海外荷物換打歩	24,285	108	雜費	4,787	740
		184,141	車費	813	546
		835			20,672 258
			<u>料賃入費清扣</u>		
					1,000 000
			<u>所有物清扣</u>		
					2,500 000
			<u>役員賞典</u>		
					10,000 000
			<u>純益金</u>		
			積立金	16,800	000
			割賦金百圓+付四器五拾錢ノ割抵每年六分	127,901	639
			後半季報込高	15,491	205
			別段積立金	7,100	000
				167,202	904
					201,405 162

なお、原始商法の制定・一部実施に先立つこの時期の同社の「総括勘定」ないし「総勘定」という名称の「貸借対照表」は、「利益金処分済(後)」(post-appropriated)のものであり、その財務諸表の体系は、「提示型」ではなくて「宣言型」のものであった。この会社の「創業入費消却残」・「創業入費(償)却」の実況については、「試験費消却残」・「試験費(償)却」の実況とともに41頁の「有限責任・小野田セメント製造株式会社第拾三回総勘定」および「損益勘定」を参照されたい。明治二十四年下半期のこの財務諸表は、「宣言型」ではなく「提示型」に切り替えられている。明治二十三年三月の商法制定後であった。ただしこの時期はまだ商法は実施されてはいない。同社は、原始商法の一部実施(明治二十六年七月)に先立って「提示型」への切り替えを断行した。

明治十二年四月、内国通運会社は、「明治七年一月一日ヨリ同年十二月三十一日マデ五ヶ年間即チ第一回ヨリ第六回ニ至ル内国通運会社結算報告」を株主総会に提出した。

第五表 第一回即明治七年一月一日ヨリ同年十二月三十一日マデ五ヶ年間実際年報表(内国通運会社)			
摘要	借 方		貸 方
資 本	七九四〇〇	〇〇〇	
准 準	九四〇	〇〇〇	
貸 附			一二三八三 六九一
懸 向 払			一七〇〇 〇〇〇
出 店 元 金			九五七八 三六四
創 業 費			一〇一〇一 三〇一
家 屋			二八四五一 四五五
什 器			七二六〇 九〇三
荷 作 品			三一五〇 〇〇〇
益 金	一二八一六	九一五	
割 賦 金			一二八一六 九一五
金 銀			七七一四 三八六
総 計	九三一五六	九一五	九三一五六 九一五

その第五表「第一回即明治七年一月一日ヨリ同年十二月三十一日マデ五ヶ年間実際年報表」は、左下のとおりであった。

「創業費」10,101円30銭1厘がみえている。その償却の実況については、手持の資料では判然としない。

3. 試験費(試験研究費)の資産計上と その償(消)却

小野田セメント製造会社の第八回決算報告(明治二十二年上半季)では、その「第八回総勘定」という名称の「利益金処分済(後)貸借対照表」の「貸方・会社ノ資産ニ属スル分」に「試験費」9,516円32銭4厘を報告している。「創業入費」の場合と同様に「繰延資産」としての「試験研究費」の計上である。商法上かかる「試験研究費」の貸借対照表能力が認められたのは、周知のように昭和四十九年の法改正によってであり、この間に相隔たること実に一世紀であった。

この「試験費」は、次回決算で同社の「損益勘定」という名称の「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」の末尾で「利益金処分」によって償(消)却され、「前期試験費ノ内へ消却」3,174円76銭7厘が報告されている。この償却金額は、処分可能利益額5,175円1銭7厘から明治二十二年十一月渡配当金2,000円25銭(久野注、決算月の前月に配当金の支払いをしている点に注目されたい)を差し引いた残額である。先の「試験費」9,516円32銭4厘からこの償(消)却金額3,174円76銭7厘を差し引いた分が「総勘定」の「貸方・会社ノ資産ニ属スル分」に「試験費消却残」6,341円55銭7厘として報告されている。爾後もこの償(消)却はつづく。次頁では、先に述べた「創業入費」とこの「試験費」の二つの繰延資産がみえている「有限責任・小野田セメント製造株式会社第拾三回総勘定」・「損益勘定」を紹介する。財務諸表の体系として、「宣言型」

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

借 方	小野田セメント製造株式会社第拾三回総勘定										会社ノ負担ニ属スル分														
	現金	銀行預金	貸付金	試験費	消却残	諸金	販賣用支所	販賣用家屋	未収金	既製造品	創業費	消耗却残	計	貸 方	資産	前半期純益金	職工預り金	福利厚生金	役員並賃立金	第二類別段積立金	当座預り金	仮受金	借入金	株主金	
	一三八	一、一、三、六、六、四、五、〇、一、九	一、一、四、〇、一、三、	一三二	一三八	九	一、一、三、八、〇、一、〇	一、一、三、八、〇、一、〇	一三二	一三二	一、一、三、八、〇、一、〇	一、一、三、八、〇、一、〇	八〇	八八	八八	八〇	九五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇	八五〇

入 方 ノ 部	損 益 勘 定										製品品充却金	
	前半期純益金	離収金	受取利息金	沈没品代金	製品品充却金	計	出 方 ノ 部	前半期純益金	離収金	受取利息金	沈没品代金	製品品充却金
	計	小金	後役試創株積	小半員驗業主	小工事	小難家吊税旅月社交筆印為郵新藏支問運停充	出 方 ノ 部	計	小金	後役試創株積	小半員驗業主	小工事

から「提示型」へ切り替えられている点については、すでに述べた。

4. 減価償(消)却の端緒とその展開

第一国立銀行の『第四回半季実際考課状』(明治八年七月十一日)には、次のような注目すべき記事がみられる。

右計算等ノ中(久野注、損益計算のこと)

営業用ニ引去リタル分(久野注、「営業用戻シ入」3,000円、減価償却費のこと)ハ本支店家屋建築ノ費用十六万二千二百円ノ元入ニシテ此元金ハ素ヨリ不動ノ財産ニ候得共其年月ヲ経ルニ從ヒ自然損傷スヘク随テ価格モ低減スヘキニ付第二集会ニ於テ演述シタル通リ追追利益金ノ内ヨリ之ヲ引去リ営業用元高ヲ減少可致旨取締役之ヲ決議シ向後毎半季多少其高ノ戻シ入可相立見込ニ候

営業用の家屋に対する「支出額」(outley-cost) 162,200 円というこの「営業用元高」について、毎季に「多少其高ノ戻シ入」をしようという、つまりその「費用化」(allocation of outley-cost) をしようというのである。この償却觀は正統である。「営業用戻シ入」3,000円という用語法は、「減価償却費」3,000円という用語法よりもよほど適切である。

「価値の減少を償う」というよりも「営業用元高、すなわち営業用の固定資産への支出額つまり投下原価額の一部を費用に戻し入れる」という認識が、より正統であることはいうまでもない。ただしこの場合、「利益金ノ内ヨリ之ヲ引去り」とある点が多少とも問題である。端的にいえば、「費用計上による償却」か、それとも「利益金処分による償却」か、である。同行が減価償却を実施したのは、次回の第五回決算からであった。

第五回決算（明治八年下半季）で、「半季利益金割合報告」の借方側の「支店雑費」の次に、大科目として「営業用戻シ入」13,500円を計上し、同時に、「半季実際報告」の借方側の「株主ヨリ借」（資本勘定）の内訳科目として「営業用戻シ入」13,500円を報告している。前者は、「損益および利益金処分（提示）結合計算書」に費用計上したのであり、後者は、「利益金処分前貸借対照表」の資本の部に同名称の科目で報告されている。後者の場合では、厳密にいえば、報告場所は不適切であるが、その内容からいえば、「減価償却積立金」とみるよりは、むしろ、「減価償却引

当金」（減価償却累計額）とみるべきであろう。いい換えれば、このケースは「間接償却法」の採用に準ずるとみたい。

ついで、第六回決算（明治九年上半季）では、一転して「直接償却法」となっている。15,000円を費用計上するとともに、「株主ヨリ借」の内訳科目から「営業用戻シ入」が消え、從前に戻って、「株金」・「貯蓄金（久野注、積立金）」・「滯貸抵当」となった。

さらに、第七回決算（明治九年下半季）でも同様であったが、科目名が変更され「営業用家作及家具代之内償却」となる。ここでは「消却」ではなく「償却」となっている。金額は21,400円であり、同様に「直接償却法」である。

第八回決算（明治十年上半季）から変化が起こり、ひとつの「定型」が確立する。この時期は、まさに、国立銀行の改正「法定雛形」が制定された明治十年六月であった。「所有物消却」「役員賞与金」「後半季繰込滞貸準備」の三項目が、大蔵大臣の要認可項目となつたのである。なお、この「後半季繰込滞貸準備」は、洗替方式による「貸倒引当金繰入」である。かくして、「半季利益金割合報告」の構造は、次のように定型化されることになった。

太い線で囲んだ部分が大蔵大臣の要認可項目である。「純利益」という名称の「処分可能利益金」の処分について大蔵大臣の認可が必要なことはもとより、「所有物消却」等の三項目が新たに大蔵大臣の認可を要することになった。

総 益 金	233・338・560	損失並ニ諸費	79・733・122
当 半 季 利 益 金	153・605・438	所 有 物 消 却	10・200・
		役 員 賞 与 金	21・800・
		後半季繰込滞貸準備	70・000・
前 半 季 繰 越 高	22・465・839	純 益 金	144・071・277
前半季繰越滞貸準備	70・000・	積 立 金	15・000・
		割 賦 金	105・000・
		後 半 季 繰 込 高	24・071・277

第一国立銀行半季利益金割合報告

借方				貸方			
摘要		金額		摘要		金額	
		十万千百十円	百十万千百十円			十万千百十円	百十万千百十円
	純益金				損失並詐費		
貸付金利息	一三四九六一四八九			預金利息	五九四三二一六		
諸公債還済利息	五四八四四三三〇			手数料	二六〇二五一		
割引	一〇一〇五一〇			交換打歩	四一二六二五四		
手数料	一三六六五四二九			給料	七七九〇五五〇		
諸公債還済売買益	九一七五〇三八			旅費	五三三八五〇		
地金渠売買益				諸税	一三二四一七八		
交換打歩	一〇三六一三六五			營繕	二七六〇八二		
車歎	六二二五六五			諸損	三九六七九六		
雜益	八六九七八三四	二三三三三八	五六〇	雜費	五五七五〇四五	七九七三三一一	
	前半季總結高	二二四六五八三九	二二四六五八三九	庫貯	一八		
	前半季總結簿貸準備	(七〇〇〇〇)	(七〇〇〇〇)				
				所有物消却	-一〇二〇〇	-一〇二〇〇	
				登員賞与金	ニ一八〇〇	ニ一八〇〇	
				後半季總込簿貸準備	(七〇〇〇〇)	(七〇〇〇〇)	
				純益金			
				積立金	-一五〇〇〇		
				前賦金百円ニ付七円〇錢 ノ割	-一〇五〇〇〇		
				後半季總込高	二四〇七一七七	一四四〇七一七七	
						二五五八〇四三九九	
						(三二五八〇四三九九)	

になり、大蔵省の監督権限は一層強化されることになった。

また、これまでには、「営業用戻シ入」、「営業用家屋代価戻シ入」あるいは「家屋建築入費戻シ入」等が用いられてきたが、この第八回決算以降は、「所有物消却」となった。

参考のために、前頁と本頁上段に第一国立銀行の第五回決算（明治八年下半季）の『両報告』と第八回決算（明治十年上半季）の「半季利益金割合報告」を掲示する。

第四国立銀行の場合でも、第一国立銀行の場合と同じく明治八年下半季から減価償却を始めている。同行の第四回決算である。これはおそらく偶然の一一致ではあるまい。両行の減価償却の実施は、おそらく大蔵省当局の通達・指導によるものと思われる。ちなみに、当時の国立銀行は、第一、第二、第四および第五の4国立銀行だけであった。

横浜正金銀行の前記の「明治十三年・両報

告」では、「半季実際報告」の貸方に大科目として「銀行所有物」34,688円42銭が、また内訳科目として「地所」・「家作土蔵」「什器」がそれぞれ報告されており、「半季利益金割合報告」の貸方に「所有物消却」2,500円が計上されている。

日本郵船会社の「第一回報告」では、「日本郵船会社損益勘定表」という名称の「損益および利益金処分（宣言）結合計算書」の「支出ノ部」の末尾は、次のとおりである。

差引益金	円
減価引除金	400460・362
保険積立金	197553・148
大修繕積立金	118531・887
配当金（年八朱ノ割）	880000・000

この「減価引除金」は、農商務省からの「命令書」により、一年につき各船代価の100分の5を引き除くことになっており、船

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

船代価 7,500,708 円 98 銭 6 厘と小蒸氣倉庫船および艤下船代価 508,498 円 49 銭 8 厘の 5 %相当額である。

利益金処分によるこの「減価引除金」は、一見すると「直接償却法」のようであるが、そうではない。処分可能利益金がある限りエンドレスに継続していくのである。

このようないわゆる「無期償却法」を改めて、いわゆる「有期償却法」に転じたのは、第十六期前半年度（自 明治三十三年十月一日・至同三十四年三月三十一日）であった。「船価整理金」733,729 円 68 銭 8 厘を一挙に積み立てるとともに、耐用年数 25 年（定額償却率・年 4 %）の減価償却を実施する運びとなった。

5. 諸抵当（引当金）の開設：

「滯貸抵当」・「利戻抵当」・「仕払利息抵当」（「仕払未済利息抵当」）

第一国立銀行・第一回決算における「半季実際報告」（明治六年下半季）の貸方側には「株金」に始まる第四番目の大科目として「抵当金」が報告されている。その内訳科目と金額は、次のとおりである。

抵 当 金	
滞 貸 抵 当	17930・
利 戻 抵 当	5000・
仕 払 未 済 割 賦 金 抵 当	22・50
仕 払 未 済 賞 金	26786・80 49739・30

「半季利益金割合報告」の借方側には、「滯貸抵当」17,930 円と「利戻抵当」5,000 円とが報告されている。

「仕払未済割賦金抵当」と「仕払未済賞金」とは、それぞれ「未払配当金」と「未払役員賞与金」とであって別段問題はない。問題は残る二つの「抵当（金）」である。まず手始めに、『広辞苑』で「抵当」・「引当」の字義をあたってみよう。

抵当（ていとう） ① 借金のかた 担保

- ひきあて
- ② しちもつ しちぐさ
- ③ 抵当権の目的物
- 引当（ひきあて） ① かた 抵当
- ② 将来の特定の支出または損失のために資金を用意すること

字義的にみても、「抵当」と「引当」とは、殆ど同義であるとみてよい。

ここでいう「滯貸抵当」とは、「貸倒引当金」と「貸倒引当金繰入（貸倒引当損）」との両義に使い分けられている。「半季実際報告」の場合は前者であり、「半季利益金割合報告」の場合は後者である。

しかばら、「利戻抵当」とはなにか、この項目の実態を解説するには、これに類似の項目、たとえば後にでてくる「仕払利息抵当」・「仕払未済利息抵当」のような項目が、「会計報告書」のどの区分に報告されているかを慎重に検討することが大切である。さらに、資料調査の範囲を広げて『決算公（広）告』を調べることにしよう。

第一国立銀行の場合、その他の国立銀行も同様であるが、大蔵省ならびに株主総会に提出の「半季実際報告」・「半季利益金割合報告」と、新聞（久野注、この調査では「東京日日新聞」）に公告の「総勘定」・「差引表」とでは、様式、用語および構造等で異なる二元的な財務諸表体系となっていた。「抵当金」についても事情は同じである。

「半季実際報告」における「抵当金」の報告位置についてはすでに述べた。公（広）告での取り扱いについてみてみよう。第一国立銀行の場合、第一回決算の公（広）告はしていないので、その第二回決算について検討する。「利戻抵当」5,000 円は縦書き様式の「総勘定」の（右公借全数）のグループに含まれている。この（右公借全数）とは、甚だ解りにくいネーミングであるが、「株主以外の一般からの借り」という意味、要するに「負債の全体」という

ほどの意味である。つまり（負債の部）ということである。他方、「滯貸抵当」17,930円は（右株主へ借）のグループに報告されている。この場合は（資本の部）ということになる。但しこの『決算公(広)告』の場合では、「滯貸抵当」という名称ではなく、「東京日日新聞」の紙面には「滯貸予備」とある。これはおそらく「滯貸準備」のミス・プリントであろう。ちなみに、明治十年六月改正の「法定雑形」では「滯貸準備」となっている。

いずれにしても、『決算公(広)告』の場合では、「利戻抵当」が負債であり、「滯貸抵当」ないし「滯貸準備」が資本であるということになる。従って、「滯貸抵当」は、「貸倒引当金」というよりは、むしろ「貸倒積立金」とみられる。このことは、「滯貸抵当」（繰入・損）が「利益金処分」ないしそれに近い方法で処理されているのと辻褄が合う。しかばら、「利戻抵当」とはなにか。第一国立銀行・第三回決算の「東京日日新聞」・『決算公(広)告』の紙面をみると、一層はっきりする。（右公借全数）という名称の（負債の部）に、「利戻抵当」4,000円とともに「仕払利足抵当」21,000円が報告されている。次の第四回決算の場合では「仕払未済利息抵当」80,000円とある。「仕払利足抵当」ないし「仕払未済利息抵当」とは、「支払利息」という費用の追加分としての「未払利息」（負債）であり、「利戻抵当」とは、「受取利息」という収益の控除分としての中性的収入たる「前受利息」（負債）である。

いうまでもなく、「現金主義」による「受・払利息」を、「発生主義」のそれに切り替えているのである。

同行の第五回決算（明治八年下半季）になると、後述する「補正勘定」の方式を採用することになる。未収・未払・前受・前払の利息・手数料等には、この「補正勘定」が適用され、「発生主義」の損益計算の体制は一段と強化される。ただし、新聞紙面の『決算公

(広)告』では、この「補正勘定」の方式（項目）を採用せず、また、「抵当」という用語も使われていない。「受取未済ノ利息（足）及手数料」あるいは「仕払未済利息（足）」となっている。このほうが一般人に解りやすいことはいうまでもない。まことに周到・適切な配慮である。

6. 「偶発債務損失引当金」の開設

「偶発事象」(contingency)にかかる会計問題としては、たとえば偶発債務 (contingent liabilities) のような項目について、その存在それ自体をどのような形で「会計記録」に止めるかという課題と、財務諸表を通じてどのように「開示」（公開）するかという課題がある。前者の場合では、さらに「総勘定元帳」(general ledger) による会計管理方式をとる場合と、「補助簿」の備忘的記録に止める場合がある。いわゆる “general ledger control system” 「総勘定元帳管理方式」を採用する場合では、周知のように、対照勘定を採用して複式記入をすることになる。また、かかる「偶発項目」によって、将来起こる可能性のある「偶発損失」にどう対応するかという問題がある。この問題は、「偶発項目」それ自体の「記録」・「報告」の問題とは、明らかに次元を異にしている。

現今の銀行会計では、「偶発債務」については、「総勘定元帳管理方式」をとっており、「銀行法施行細則」では法定大科目として「支払承諾見返」・「支払承諾」の対照勘定を用いている。貸借対照表の借方（資産の部）・貸方（負債・資本の部）にそれぞれ報告されることはいうまでもない。一般の企業の場合のような脚注による開示ではない。

「偶発損失」に対する会計的な対応はどうか。現行の「企業会計原則」では、「債務保証損失引当金」を例示し、さらに【注18】では、「発生の可能性の低い偶発事象に係る費

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

用又は損失については、引当金を計上することはできない」と述べている。その反面解釈では、「発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合は、偶発損失について引当金を計上することができる」ということになる。発生の可能性が低い場合は、「利益金処分」によって「偶発損失積立金」を開設する以外に方法はない。

現行の銀行会計では、「偶発損失」については、引当金対策も積立金対策もとってはいない。

翻って、第一国立銀行・第九回決算（明治十年下半季）では、その「半季実際報告」の借方側の末尾は次のようにになっている。

株主ヨリ借	(金額)	(総計)
株 金	1500000	
積立金	115000	1615000
受合料積立金		1091・994
損益勘定		
当半季利益金	157918・398	
前半季繰越高	24071・277	
前半季繰越滯貸準備	70000	251989・675
		6199098・965

「株主ヨリ借」は、いまでもなく「資本勘定」である。「損益勘定」とあるのは、今日の用語でいうと「当期末処分利益(金)」ないし「未処分利益剰余金」(Unappropriated Earned Surplus)である。

しからば、「株主ヨリ借」と「損益勘定」との中間の位置に報告されている「受合料積立金」とはなにか。「株主ヨリ借」のグループの「積立金」とは、明らかに区別してある。「積立金」とは別のものである。「積立金」115,000円は、前回の利益金処分としての15,000円を前回までの積立額100,000円に加算した額である。前回の利益金処分の内容は、前記の積立金以外に割賦金（配当金）105,000円と後半季繰込高24,071円27銭7厘であり、上記の「前半季繰越高」24071・277と符合する。ということになると、「受合料

積立金」1,091円99銭4厘はどうなるのか。利益金処分でないとすれば、費用計上により開設された貸方項目であるとみるほかはない。この場合の借方の費用項目、たとえば「受合料積立金繰入」もしくは「受合料積立(引当)損」1,091円99銭4厘は、「半季利益金割合報告」の何処を探してもみつからない。費用の大科目「損失並諸費」の内訳科目のうちで、内容のはっきりしないのは、「雑損」20円と「雑費」9,951円89銭3厘である。先の「受合料積立金繰入」は「雑費」に含まれているとみるほかはない。これ以外に考えようがない。かくして、「受合料積立金」は今日いう「引当金」の一種とみられる。

「株主ヨリ借」のグループに含まれていないのは、至極もっともあり当然である。

次回の第十回決算（明治十一年上半季）では、「請(受)合料積立金」は「半季実際報告」の負債の部に姿を現わす。引当金たる性格は一層はっきりしてくる。次のとおりであった。

借方

摘要	金額	総計
政府ヨリ借(内訳省略)		2358384・496
人民ヨリ借(内訳省略)		4281265・051
請(受)合料積立金		2184・137
他店ヨリ借		128060・595
補正勘定		
株主ヨリ借		
株 金	1500000	
積立金	130000	1630000
損益勘定		
当半季利益金	190419・620	
前半季繰越高	28889・675	
前半季繰越滯貸準備	70000	289309・295
		8689203・574

「請(受)合料積立金」2,184円13銭7厘は、(資本の部)に報告されてはいない。これは確かである。「人民ヨリ借」と「他店ヨリ借」との中間であり、明らかに(負債の部)であ

る。「引当金」であるとすれば、果たして何の引当金か。

「第九回 半季実際考課状」の「営業事務ノ事」の一節にいう。

各商業上ニ必須ナル受合状及巡回手形ト称スルモノ未タ之ヲ設ケサルヲ以テ當銀行ハ其例規ヲ設立セリ而シテ衆人未タ十分ニ之ヲ膾炙セスト雖モ漸時以テ施行スルニ至レリ

右受合状ト称スルモノハ當銀行ノ本支店又ハ其「コルレスポンデンス」ノ約定アル地方ニ旅行セント欲ル人ニ在テ通貨携帯ノ労ヲ省カンガ為メニ之ヲ銀行ニ預ケテ其受取リタル受合状ヲ取り之ヲ携ヘテ其地方ニ到リ逆為替ヲ組ミ其金額ヲ受取リ得ヘキモノナリ 又巡回手形ハ當銀行ノ本支店又ハ其「コルレスポンデンス」ノアル所ハ何レノ地方ヲ論セス隨意ニ其金額ヲ受取ヘキモノナリ且此受合状ハ銀行ニ於テ充分信任スヘキ人ニ在テハ或ハ現金ヲ預カラシテ之ヲ發付スル事アリ

つまり、「受(請)合状」・「巡回手形」とは、旅行信用状 (travellers L/C)・巡回信用状 (circular L/C) のことであり、この種のクリーン信用状を逆為替信用状ともいう。

そこで、「受(請)合状積立金」とは、かかる逆為替信用状の発行によって得られる銀行の「手数料」ないし「保証料」という収益とともに、かかる保証業務によって将来発生する可能性のある「偶発保証損失」(久野注、発生の可能性が高く、かつ、その金額が相当程度確実にみこまれる偶発保証損失)に備えるための「偶発債務損失引当金」であると考えられる。かかる「偶発保証損失」は、いかなる場合に予想されるのか。逆為替信用状の交付に際して、あらかじめ「通貨ヲ銀行ニ預ケ」させていれば問題はない。「現金ヲ預カラシテ之ヲ發付スル」ような場合が、問題なのである。

7. 「補正勘定」の経緯： 発生主義から現金主義へ

第一国立銀行が大蔵省に提出した「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」あるいは、「東京日々新聞」の紙面に公(広)告した「総勘定」と「差引表」にみられた「利戻抵当」「仕払利足抵当」「仕払未済利息抵当」等については、第五回決算(明治八年下半季)になると、これらに替って「補正勘定」が登場する。大蔵省に提出の『両報告』ではこの補正勘定方式によることになった。しかし、『決算公(広)告』の場合では、「補正勘定」を採用せずに、また「抵当」という用語もやめて、新聞を見る人々に一層解りやすく、「受取未済ノ利息及手数料」とか「仕払未済利息」のような科目となった。いうまでもなく、前者は「未収利息・手数料」であり、後者は「未払利息」である。

第一国立銀行で始まった(久野注、おそらく大蔵省の指示で試験的に始められたものと考えられる)この「補正勘定」は、明治十三年十二月に改正の「国立銀行報告差出方規則」によって、その他の国立銀行でも採用されることになった。さらに、国立銀行以外でもこの方式が採用された事例がある。この経理方針は、大蔵省の銀行課「第一次報告」・第七款「資産負債ノ事」の次の記事に明らかである。

「補正勘定」ナル者ハ半季決算ノ時ニ限り一時之ヲ設クル者ナリ仮令ヘハ六月三十日ニ於テ定期預金ノ満期ニ当リ其元利ヲ返済スヘキニ實際ノ都合ニ依リ未タ之カ仕払ヲナサズト雖モ其利息ノミハ既ニ仕払ヒシモノトナシ貸方利息勘定ニ現ハレ借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ其金額ヲ記入スルナリ又貸方ニ該勘定ノ設アル後半季ニ於テ収ムヘキ公債証書利息ノ内秩禄公債ノ如キ後

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

半季ニ於テ利息ノ交付アルモノ其前半季中ノ月割ニ依ル金員ヲ予メ収納セシモノトナシ仮ニ借方利息勘定ニ掲ケ以テ前後両季ノ利息ヲ平均ナラシムモノナリ

この記事中に、仕訳に関わる説明があり、「貸方利息勘定ニ現ハレ」とか「借方ニ於テ補正勘定ノ目ヲ設ケ」とあるのは、すべて「現金式仕訳法」(cash journal system)を予定した説明である。『銀行簿記精法』以来、銀行の「日記帳」・「増補日記帳」および「日締帳」は、すべて「現金式仕訳帳」である。ここにいう「借方」と「貸方」とは、すべて現金勘定を主格とした貸借である。「日記帳」の借方側に仕訳されている科目は、現金勘定・借方の相手科目つまり「貸方科目」であり、その貸方側に仕訳されている科目は、現金勘定・貸方の相手科目つまり「借方科目」である。

従って、「貸方利息勘定ニ現ハレ」とあるのは、「貸借式仕訳法」で示すと、次のような仕訳に相当のものである。

(借方)	(貸方)
利息勘定 ×××	補正勘定 ×××
(支払利息)	(未払利息)

また、「公債証書利息ノ内云々」とあるのは、次のような仕訳である。

(借方)	(貸方)
補正勘定 ×××	利息勘定 ×××
(未取利息)	(受取利息)

(借方)	利息勘定	(貸方)
費用	収益	
現金支払分	現金収納分	
補正勘定分	補正勘定分	

以上の記事では、「補正勘定」の範囲は、「未収・未払」の「利息」に止まっているが、「補正勘定」の取り扱いの範囲はさらに拡大されており、「見越計算」に止まらず、

「前受・前払」の「繰延計算」に及んでいる。また、「利息」に止まらず、「手数料」等の「損益項目」に及んでいる。第一国立銀行の第六回決算で、「受取未済ノ手数料」がみられたことはすでに述べた。

国立銀行の会計実務は、特にその財務諸表制度の側面に際立った「先進性」を示した。大蔵省並びに株主総会に提出の「半季実際報告」と「半季利益金割合報告」とがそうであったし、「東京日々新聞」あるいは「銀行通信録」にみられる多数の国立銀行の『決算公告』の実況も、然りである。繰り返していうようだが、そのレベルは極めて高い。

「会計記録」の技法、その簿記の記帳システムをみても、当時の簿記書からは完全に隔絶した高いレベルを示した。その象徴ともみるべきものは、明治十代にはほとんど完成したといつても過言ではない「三伝票制」である。ペニス式といわれた「单一仕訳帳制」(特に、三主要簿制)はもとより、「複合(分割)仕訳帳制」をもはるかに凌ぐこの会計伝票制は、ごく最近まで大筋は変らず引き継がれ活用してきた。今や廉価・高性能のパソコンによる「EDP会計」の時代がきたが、入力に「三伝票」が使われていることは、周知のところであろう。

「会計処理」の側面においても、これまでみてきたように、わが国の先駆的株式会社の場合、その創業時の当初から「発生主義」損益計算への指向が顕著に見受けられた。ところが、銀行会計に関する限り、国立銀行の初期にみられた「発生主義」は、いくばくもなく「現金主義」へ後退してしまうのである。その後、一旦は「発生主義」損益計算の本道に立ち戻るのであるが、大正五年以降、再び「現金主義」に逆行するという有様であった。再転して「発生主義」に立ち戻ったのは、ようやく昭和三十七年のことであった。

明治十五年一月九日の大蔵省の通達は、

「補正勘定」ら経理方式の廃止を命ずるものであった。「銀行局第四次報告」(64頁)は、その間の事情を詳細に述べている。

當時銀行ノ事業タル草創ノ際ニシテ未タ至当ノ利益ヲ収得シ能ハサルトキナルモ世上一般ノ利息ハ益々騰貴スルノ勢ナルニヨリ株主ニ於テハ可及的配当ノ多額ナルヲ熱望スルノ情勢アルハ人情ノ免カレサル所敢テ怪ムニ足ラスト雖モ銀行ノ役員ニ於テハ事業ノ進度ヲ量り以テ其出入ヲ計較スヘキ者ナルニ却テ其名利ニ心酔シ故ラニ術策ヲ構ヘ多額ノ純益ヲ現ハシ相当ノ配当金ヲナシ以テ株主ノ歓心ヲ博セントスルモノ多キカ如シ其術策タル半季決算ノ時ニ際シ貸付金等ニシテ未タ數月ヲ経サレハ其返期ニ至ラサルモノヲ其利子ヲ予算シ以テ其季ノ収益ニ加ヘ其甚シキニ至テハ期限後數月ヲ経過シ反弁ノ途既ニ絶タル滯貸金等ノ利子ヲ積算シテ彼ノ「補正勘定」ニ振替収益ニ立ル等其弊害一ニシテ足ラス終ニ簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナルニ至レリ(中略)其弊害ハ全ク補正勘定ノ性質ヲ解セス否解スルモ故サラニ其勘定ヲ濫用スルコトニヨリ生スルモノナリ今敢テ損益決算ニ至簡至便ナル「補正勘定」ヲ是非スルニアラスト雖モ其事実ノ不正ヲ防カソ為メ当分ノ内銀行帖簿上ニ於テ該勘定ヲ廃止セシムルニ如カス因テ十五年一月九日ヲ以テ該勘定ヲ廢停シ自今實際出納セシ損益ヲ以テ決算ヲ為スヘキ旨ヲ達セリ

つまり、こういうことであった。

「補正勘定」が簿記上必要なことは、いうまでもないのであるが、創業間もない国立銀行が、未だ十分な利益をあげられないのに、一般的の金利が高騰していることもあり、株主になるべく多くの配当をしてその歓心をえようとするため、利益金を多額に計上するための術策として、①決算時に期限のきていない

貸付金等についてその利息を見積ってその期の収益にくわえる。②滞貸金の利息を見積って補正勘定に振り替えて収益にたてる。

以上の①と②の主旨説明に関連して、ここでは非とも指摘しておきたいことがある。次のとおりである。②の会計処理の不当なことは論を待たないが、①の非難は見当違いである。「権利義務確定基準」(obligation basis)の場合であれば、①の元利を受領する約定日の到来が必須の要件となろうが、収益の認識について「生産進行基準」の適用を考慮すれば、「決算時に期限のきていない貸付金等についても」時間の経過とともに着実に発生・累積しているその期の発生利息分を見積って、その期の損益計算上の収益として計上すべきであり、これは「実現主義」の例外とみてよい。②の場合は、元本それ自体の回収ができるかねているのであるから、当然に利息分も未回収となっており、その未回収の利息分を「発生主義」損益計算における「未収利息」と認識することは、明らかに不当である。①の場合の「未収入の利息」と、②の場合の「未収入の利息」とは、明確に区別して認識すべきである。上記のような認識の混乱がもたらした禍根は、近年の銀行会計にまでおよんでいる。

このようないきさつがあって、「簿記上必要ナル勘定ハ却テ大害ノ媒介トナルニ至」るというのである。そこで「補正勘定ヲ是非スルニアラスト雖モ」、現に起こっている不正を防止するため、「当分ノ内」、「該勘定ヲ廃止セシムルニ如カス因テ十五年一月九日ヲ以テ該勘定ヲ廢停シ」、「實際出納セシ損益ヲ以テ決算ヲ為スヘキ旨ヲ達セリ」とある。

文意からすれば、「補正勘定」の一時的な「停止」の措置ともとれるものであったが、その後の経緯は、「現金主義」損益計算の体制がますます強固になっていったのである。

先駆的株式会社の会計実務の先進性とその退行現象（久野）

ただここで、特に注意すべきことは、その後の経緯は暫くおくとして、「補正勘定ヲ是非スルニアラスト雖」、「当分ノ内」、「該勘定ヲ廢停（廃止ではない。むしろ停止）セシムルニ如カス」とある点である。「発生主義」損益計算への指向は、当初から明確であった。しかるに、その後の銀行会計は、大蔵省当局が「実際出納セシ損益」、すなわち「現金主義」損益計算の指導方針を永く堅持したがために、銀行の損益計算の実務は、滔々として「現金主義」に偏向していくのである。挙句の果てには銀行会計の専門家と自称する連中までが、「現金主義は銀行会計の生命線である」とか、「発生主義会計は邪信である」とかいう馬鹿げたことをいいだす始末となるのである。

銀行決算の現金主義体制が確立していった過程の中で、大正五年六月「銀行条例」の最後の改正・施行に際して、まったく同様の命題が蒸し返されることになり、それを契機として、現金主義の体制は一段と強化されることになった。その事情は次のとおりである。

当時、東京銀行集会所が編集した「説明会」の『質疑応答速記録』から関係個所を抜書しておこう。質問者は第一銀行、応答者は青木銀行課長外一名である。

質 疑 応 答

○問 唯今ノ未払利息ノ項ニ付テ伺ヒマス。
未払利息ハ私等ノ解釈デヘ期間ノ到達シタ
トシナイトニ拘ラズ、利息ヲ支払ハナイ場
合ト云フ意味ニ解釈シテ居リマシタガ、ソ
レヲ狭義ニ解釈シテ期限ノ到達シタル場合
ノ利息ト云フ風ニ大蔵省デ御解釈ニナツタ
ト云フコトハ銀行トシテハ非常ニ便利デア
ルト思ヒマス。ソレニ類似シタルモノデ未
収利息ト云フモノガアルノデス。ソレハ未
払利息ヲ、債務ノ期限ノ到達シタル場合ノ
未払利息ト云フコトニ解釈ヲシマスナラ
バ、未収利息モヤハリ債権ノ期限ノ到達シ
タルモノデ未ダ利息ヲ受取ラナイモノガア

リマス。其場合ニハソレヲ何処ニ出シマス
カ。未払利息ヲ出スナラバ未収利息モ出サ
ナケレバナラヌト思ヒマスガ、ソレハ未払
利息ノ中カラ控除シテ金額ヲ出スノデアリ
マスカ。或ハ茲ニ未払利息ト云フハ、単ニ
未払利息ノミヲ出シテ、貸借対照表ニハ新
タニ未収利息ト云フ項目ヲ設ケルノデアリ
マスカ。チヨツト伺ヒマス。

○答（菅谷属） 唯今ノ御話ノ御趣意ハスウ云
フ御趣意デアラウト御察シ申シマス。期限
ノ到達シタ未払ノ利息ヲ負債ノ方ニ立テル
以上ハ、資産ノ方ニモヤハリ期限ノ到達シ
テマダ取立ヲ了セヌ利息ヲ資産ノ方ニ掲ゲ
テ然ルベキデアルト云フヤウナ風ナ御趣意
デアラウト思ヒマス。ソレハ理論トシテ
ハ、既ニ期限ノ到達シタ利息ハ、ヤハリ債
権トシテ計上シテ差支ナイト云フコトニナル
カモ知レスト思ヒマス。併シ未収利息ト
云フモノノ主ナルモノハドウ云フモノデアル
カト云フト、滞貸金ノ利息ガ未収利息ノ
大部分ヲ占メルト思ヒマス。中ニハソレハ
一日二日ノ事デ払ヘルト云フモノモアルカ
モ知レスト思ヒマスガ、併シ未収利息ガ溜
ツテ来ル主ナルモノハ、滞貸ニ附属スル利
息デアルト思ヒマス。其利息ハ理屈上カラ
ハ債権カモ知レヌ。併シ此債権ハ終始銷却
シテ参ラナケレバ実価ノ有ル債権デハナ
ト思フノデアリマス。シカシ其銷却ノ手続
ハ急リ易イモノデアリマシテ之ヲ資産ニ計
上シマスルノハ銀行ノ確実ヲ保ツ上ニ於テ
穩当デナイモノダラウト思ヒマス。ソレデ
アリマスカラ、ソレハ歓迎ハシマセヌノミ
ナラズ、書式（久野注、銀行条例施行細則附
属雑形）ニハソレデ出シテ居リマセヌ。

○問 唯今ノ滞貸ノ場合ノ利息ト云フモノハ
書イテハイカヌト云フ御考ハ御尤ダラウト
思ヒマスガ、シカシ営業期ノ満期ト云フノ
ハ大抵六月三十日トカ十二月三十一日ト云
フコトニハナツテ居リマスガ其場合ニ僅カ
ドウカシタ場合デ一日二日ノ相違ト云フコ

トガ、未収利息ノ非常ニ大ナル部分ヲ成ス場合ガアリマス。ソレヲ総テ滞貸ナンカノ場合ニ、未収利息ハ多クノ場合滞貸ノ利息デアルト云フ理由ノ下ニ一概ニ排斥サレマスト、銀行トシテハ貸借対照表ヲ作ルノニ非常ニ影響スルノデアリマス。先ノ項目ノ所ニ、未払利息ノ中カラ未収利息ヲ控除シテ書クトカ云フコトハ大シタ問題デハアリマセヌガ、貸借対照表ノ中ニ未収利息ヲ入レルトカ入レヌトカ云フコトハ、其期ノ決算ニ影響ヲ及ボスノデアリマスカラ、其理由ノミデ書イテハイカスト云フコトニナリマスト甚ダ困ルノデアリマスカラ、モウ少シ精シク御説明ヲ願ヒマス。

○答(青木課長) 唯今第一銀行ノ御尋ネニナリマシタコトハ誠ニ御尤デアルト思フノデアリマス。唯ダ申上グルマデモゴザイマセヌガ、銀行条例ニ致シマシテモ、又施行細則ニ致シマシテモ、總テ是等ノ様式ト申シマスルモノハ、日本全国総テノ銀行ニ適用セラルベキモノデアリマシテ、此条例ノ適用ヲ受ケマスル銀行ニハ、余程悪イ銀行モアルト云フコトハ御考ヲ願ハナケレバナラヌト思フノデアリマス。未収利息ヲ資産トシテ御計上ニナルコトガ悪イト云フコトハ強イテ申上ゲマセヌ。先程モ申上ゲタヤウニ、貸借対照表ニ書キマシタ科目ハ、之ヲ以テ大蔵省ハ尽シテ居ルト考ヘテ居ルノデハゴザイマセヌ。類似シタルモノガアリマスル場合ニ於テハ、御上ゲニナツテモ差支ナイト云フコトハ先程モ申上ゲタ通リデゴザイマス。大蔵省ハ是ハ從来モ今後モ少シモ変ラナイノデアリマスガ、未収利息ト云フモノヲ資産ニ御計上ニナルコトヲ成ルベク止メテ貰ヒタイト云フコトノ方針ヲ採ツテ居リマスノハ、主トシテ不良銀行監督ノ趣旨ニ出テ居リマスルノデアリマシテ、不良銀行ニ於キマシテハ、ソレハ成程法律上ノ弁済期ハ到達シテ居ルニ違ヒナイト思ヒマス。シカシナガラ全ク取レル見込ノナイ

ヤウナ金額ヲ未収利息トシテ計上致シマシテサウシテ資産ヲ膨ラシテ配当ヲスルト云フヤウナコトガ屢々アルモノデアリマスカラ、サウ云フモノヲ恐レマスルガ故ニ大蔵省ハ從来未収利息ト云フモノハ成ルベク貸借対照表ニ御出シニナラヌコトヲ希望スルト云フコトヲ一般ニ申上ゲテ居ルノデアリマス。確実ナル銀行ニ於カレマシテ確実ニ取レル所ノ見込アル未収利息ヲ御出シニナルト云フコトニ附キマシテハ、大蔵省ハ少シモ心配スペキ理由ハナイト云フコトハ御説ノ通り、私モ左様ニ考ヘルノデアリマス。唯ダ大蔵省トシテ未収利息ト云フモノヲ書ク方が宜イノデアルト云フコトヲ、一般ニ日本全国ニ行直ルヤウ申上ゲルコトハ不良銀行ヲ監督スル上ニ於テ悪影響ヲ及ボシハシマイカト云フコトヲ恐レマスル故ニ、大蔵省ハ從来モ今後モ同ジヤウニ、未収利息ハ成ベク御書キニナラヌヨウニ願ヒタイ、御書キニナルコトヲ歓迎シナイト申シテ居ルノデアリマス。ソレ以上ノ御判断ハ各自ノ銀行ニ於テ御決定ヲ願ヒタイト思フノデアリマス。

○問 能ク分リマシタ。其言外ノ意味ヲ味コトニ致シマス。(傍点 久野)

未収利息問題をめぐり、まことに興味あるやりとりである。

8. 銀行会計における現金主義の伝統とその改正：再転して発生主義へ

銀行会計でいう所謂「未収入利息不計上の原則」の伝統は、長年月にわたって堅持・強化されてきた。しかも、「受取利息」(収益)の側面に止まらず、収益・費用の全般にわたって「現金主義」が浸透し徹底した。文字どおり「実際出納セシ損益」をもって決算を行うという体制が確立したのである。

いささか私事で恐縮であるが申し述べたい。昭和20年代の末の頃であったろうか、当時銀行簿記・会計の調査をしていて、この「実際出納セシ損益」による決算を実際に見聞した。我が目を疑うばかりであり、誠に信じ難いことであった。意を決して「論文」なるものをものして、金融雑誌「バンキング」に発表したが、その筋からはなんの音沙汰もなかった。すぐ後になって解ったことだが、「実際出納セシ損益」による決算の方針、当初大蔵省の指導によって始まったこの実務は、銀行会計の実務に定着したのみならず、次の一連の大蔵省・銀行局(蔵銀)通牒によって、一貫して堅持されていたのであった。

昭和26年3月

蔵銀第1010号 「決算経理の基本原則」
昭和28年3月

蔵銀第1084号 「決算経理の基本原則」
昭和37年7月

蔵銀第1462号 「経理方式の改訂」

その後、会計検査院と国税庁からの指摘もあったためか、いささか言い訳がましい次の通牒がでた。

昭和41年12月

蔵銀第1638号 「貸付金未収利息等の
経理方式の改訂および
これにともなう報告書
類の改正等について」

銀行の貸付金および有価証券にかかる未収利息については、従来これを一切資産に計上しないこととし、税務計算上も暫定的にこの取扱いが容認されてきたところであるが、国税庁とも協議の結果、昭和四十一年度以降の決算においてはこの取扱いを廃し、原則として発生主義の経理方式により、回収確実な未収利息は

益金に計上する方式に改めることに決定した。

さらに、昭和42年9月蔵銀第1507号「銀行の経理基準について」(昭和44年3月に一部改正: 蔵銀第960号)により、「統一経理基準」が実施され、公正な企業会計の諸原則の適用を強く要請することになり、その結果「発生主義」の決算方式を全面的に採用することになった。ようやくのことでの、どうやらこうやら世間並みというわけである。

いささか旧聞に属して申し訳ないが、会計上は大切なことなので、ここで、もうひとつだけ敢えて申し添える。上記の昭和41年12月「蔵銀第1638号」の頃でも、銀行会計のテキスト並びに実務では、「利息等を受け取るべき約定日が到来して、なお未収納である未収入の利息」と「約定日は到来していないが、それに先立つ当期の決算日までの間に発生し累積している未収入の利息」との両者の区別がはっきりしていないのである。会計学の常識では、いうまでもなく後者が本来の「未収利息」であり、この類いのものを「未収収益」という。そして、かかる収益の認識基準のことを「生産進行基準」(production basis in process)という。「生産進行基準」は「実現主義」の例外である。前者は会計学でいう「未収収益」ではなくて「未収金」である。「約定日が到来して」ここに「権利義務関係が確定した」のである。これを「権利義務確定基準」(obligation basis)という。商品の場合でいえば「販売」に相当する。この場合を「販売基準」(trading sale basis)という。一般にこれが、収益の「発生主義」を制約する「実現主義(基準)」(realization basis)である。「未収入の利息」という認識を「まだ現金で収納していない利息」にまで広げて観察すると、銀行会計のテキスト並びに実務では、ごく近年まで「未収入の利息」という認

識で、上記の三者、すなわち、「未収入（未収納）の利息」・「収入すべき権利が確定してなお未収入の利息」・「権利として確定してはい

ないが、時間の経過とともに着実に発生・累積している未収入の利息」の区別がはっきり出来ていなかつたようである。